

許可認可
係より

「病気治療中だった父が死去した。建設業の許可を継承したい…」との相談が相次ぎました。事業主が亡くなった後、遺族が行わなければならない事の中で一番困難なのが個人事業や会社の承継だと言われます。とりわけ要件を満たす事が求められる許認可の承継が大変です。今回の2つのケースを紹介します。共に個人事業ですがA氏の場合、妻が所得税の「事業専従者」

大丈夫ですか？明暗分けた2つ
事業承継対策…明暗のケース!!

になって7年以上経過。建設業の許可は事業主か支配人が経營業務の管理をした一定の経験がある事が必要です。長男が新たな事業主として事業を継続する事を希望。そこで、母親(A氏の妻)を支配人として登記。専従者としての経営経験を活用する事にしました。一方B氏の場合は、妻も長男も専従者にはなっていないませんでした。親族内での許可の引継は不可能に…。法人の場合も常勤の役員に経営管理の経験者が必要です。早めの対策が、承継可・不可の明暗を分けます。



「悩まないで、まず、電話を下さい。遺言・相続、成年後見、相続対策…」(〇〇事務所)「相続対策セミナー!!相続税・遺言の基礎知識、具体的な手続きと仕方…」(□□税理士)と、少子高齢社会に向けて様々な公告や宣伝が最近目に付くようになりまし。高齢者を対象にした新たなビジネスモデルが登場しているようです。ある保険会社が開いたセミナーに参加してみました。30人程の聴講者を前に、中年の税理士が実話を交えて面白

高齢者を!我田水の新ビジ
ターゲット!ネスも…

おかしく話します。「相続税を払う人は4%だけで殆ど
の人は関係ない」「遺言の普通方式は①自筆証書②公正証書③秘密証書の3つだが、実際は①と②が多い。一番確実なのは②だが、書き換えの都度お金が掛かる」と知って役立つ事も…。しかし「遺族年金は所得税が非課税だが、プロの社労士は殆ど知らない…弁護士は事後の対応はできるが事前対策は出来ない」との他士業批判はフォット「勇み足」かな??

社労業務
係より



当事務所の年内は12/27(月)まで、仕事始めは1/5(水)です。本年のご愛顧に感謝します。